

# 公 示

「松本空港の施設変更に関する公聴会」開催の取消しについて

令和6年10月3日付国土交通省告示第1198号に係る同日付公示

「松本空港の施設変更に関する公聴会」については、公述しようとする利害関係人からの公述の申出がなかったため、航空法施行規則第81条の6の規定に基づき、同公聴会の開催の取り消しを公示する。

令和6年10月23日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫